

**ニュージーランドにおける栄養表示、
栄養強調表示、健康強調表示に関する規制
および行政の枠組みに関する調査**

一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会

「ニュージーランドにおける栄養表示、栄養強調表示、健康強調表示に関する規制および
行政の枠組みに関する調査」委員(令和2年度)

浜野 弘昭	アルゴリンクス株式会社 常任顧問／元特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 特別顧問
鬼頭 志保	一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 業務推進部 健康食品グループ 主任研究員
清水 浩一	一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 常務理事
高橋 功	一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 業務推進部 部長
山田 澄恵	一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 業務推進部 健康食品グループ 研究員
吉岡 加奈子	一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 業務推進部 健康食品グループ 課長代理

(6名, abc順)

はじめに

一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会(社福協)では、調査・研究事業の一環として海外における健康食品に関する制度調査を行っている。

2016 年度は韓国における健康機能食品の視察調査を実施し、翌 2017 年度に韓国制度報告書を作成した。また、欧米の制度については、米国食品医薬品局(FDA)や欧州食品安全機関(EFSA)等への視察調査を 2006 年度に実施し、その後 2018 年度に米国のダイエタリーサプリメント等に関する視察調査を行った。その際入手した米国ダイエタリーサプリメントの検査マニュアルについては、2019 年度に翻訳版として内容紹介がなされた。

わが国において、オーストラリアおよびニュージーランドの健康食品制度体系に関する情報は欧米に比べて少ない。また、過去調査してきたような健康食品を食品として扱う国々とは異なり、いわゆる健康食品に対して医薬品的あるいはサプリメント規則による扱いがなされてきた国である。そこで本年度は、オーストラリアおよびニュージーランドの健康食品に関する制度を調査することとした。

オーストラリアおよびニュージーランドは、両国初の自由貿易協定(ANZCERTA)および共同食品基準システムに関する両国政府間協定(AGREEMENT)の締結に基づき、独立した 2 国間の規制機関として、オーストラリア・ニュージーランド食品規制機関(FSANZ)を設置し、オーストラリア連邦政府、自治州・特別地域政府、およびニュージーランド政府と協力して、それぞれ国内で生産されたまたは販売のために輸入された食品に適用される共通の食品規制基準(Code)を策定している。しかしながら、必ずしも全ての食品基準が共通化されているわけではなく、オーストラリアのみに適用、あるいはニュージーランドが独自に食品基準を設定している分野が存在する。

本報告書では、オーストラリアおよびニュージーランド両国における共通の栄養表示(Nutrition labelling)、健康強調表示(Health claims)を含む食品表示基準および特別用途食品(Special Purpose Foods)の制度ばかりでなく、それぞれの国におけるサプリメント等の取り扱いに関する、いわゆる食品と医薬品の法的枠組みについても調査した。調査結果に基づき、ニュージーランドにおける食品分類を、コーデックスおよび日本のそれらと対比してまとめ、別添に示した。

栄養表示については、いずれの場合も、栄養成分表示、栄養成分強調表示および栄養成分比較強調表示に分けられ全く同様であった。一方、栄養表示において興味ある制度としては、任意ではあるが、★ヘルス・スター評価(Health Star Rating)に基づき、文字通り「星の数で表示」するという、いわゆる包装前面表示(Front of Package Labelling: FOPL)を導入している。

健康強調表示においては、コーデックスでの 3 分類を、栄養機能表示を主とした一般レベルの健康強調表示および疾病リスク低減表示を主とした高いレベルの健康強調表示の 2 つに分類している。この場合もむしろ注目すべきは、表示の条件として、栄養プロファイル(Nutrient Profiling)の概念を取り入れた、★栄養プロファイルスコア基準(Nutrient Profiling Scoring Criterion: NPSC)を採用している点である。

サプリメント等の取り扱いにおいて、ニュージーランドでは、液状、粉末、錠剤あるいはカプセル等の剤型の製品については、ダイエタリーサプリメント規則(Dietary Supplements Regulation)に基づき、「ダイエタリーサプリメント(Dietary supplements)」として、一方いわゆる「食品タイプのダイエタリーサプリメント」については、栄養強化食品基準

(Supplemented Food Standard)に基づき、「栄養強化食品(Supplemented foods)」として、いずれも「食品」として管理している。

なお、食品規制基準(Code)の適用と施行については、ニュージーランドでは、オーストラリア・ニュージーランド食品規制機関(FSANZ)が、食品の表示、組成および汚染物質に関する規格を担当しているが、多くの分野は共同食品規制システムの範囲外であり、ニュージーランドの食品法の下でカバーされている。例えば最大残留農薬基準(MRLs)やダイエタリーサプリメント等の分野ではニュージーランドの国内法が適用され、更に、以下の食品規制基準(Code)はニュージーランドには適用されておらず、国内法の適用を受ける。

- 食品規制基準 1.4.2 農業・動物用化学品(最大残留農薬基準)
- 食品規制基準 1.6.2 肉の加工要件
- 食品規制基準 2.1.1(4)(2) 穀類・穀類製品:パン中のチアミン
- 食品規制基準 2.4.2(2)(3) 食用油スプレッド:マーガリン中のビタミンD
- 食品規制基準 3 食品安全基準(Food safety standards)
- 食品規制基準 4 一次産品基準(Primary production standards)

本報告書は、2020年12月時点の情報であるため、現状と一致しない部分があることを了承いただきたい。なお、ウェブサイト情報については可能な限り追跡し、情報を追加した。ただし、関連する規制や基準等については、時期により変更されることがあるため、読者の方で確実な情報を確認する必要がある場合は、現地の担当部局等に最新の情報について、改めて問い合わせ頂き、入手されたい。

最後に、本報告書がニュージーランドに製品を輸出しようとする事業者をはじめ関係者の方々にとって、わが国の健康食品の今後を考えるための一助となれば幸いである。

2021年3月

浜野 弘昭

目次

はじめに.....	p. ii
略語・用語表	p. v
第Ⅰ章 ニュージーランド 基礎データおよび行政機構	p. 1
1. ニュージーランド(New Zealand) 基礎データ.....	p. 1
2. ニュージーランド政府	p. 4
3. ニュージーランドにおける食品の規制	p. 5
4. オーストラリア・ニュージーランドによる共同食品規制システム(Australia and New Zealand Joint Food Regulation System)	p. 5
第Ⅱ章 ニュージーランド食品法およびバイオセキュリティ法(NZ Biosecurity Act 1993)	p. 7
1. ニュージーランドの食品法	p. 7
2. バイオセキュリティ法(NZ Biosecurity Act 1993)	p. 8
第Ⅲ章 オーストラリア・ニュージーランドによる共同食品規制システム(Australia and New Zealand Joint Food Regulation System)	p. 10
1. オーストラリア・ニュージーランドによる共同食品規制システムの概要	p. 10
2. オーストラリア・ニュージーランドによる共同食品規制システムの法的枠組み	p. 16
3. オーストラリア・ニュージーランド食品規制閣僚フォーラム(Australia and New Zealand Ministerial Forum on Food Regulation:Forum)および関連機関	p. 18
4. オーストラリア・ニュージーランド食品規制機関(Food Standards Australia New Zealand:FSANZ)	p. 19
5. オーストラリア・ニュージーランド食品規制基準(Australia New Zealand Food Standards Code:Code)	p. 21
6. オーストラリア・ニュージーランド食品規制基準(Australia New Zealand Food Standards Code:Code)の適用と施行	p. 25
第Ⅳ章 栄養表示(Nutrition Labelling)	p. 29
1. 栄養表示が必要な食品、食品分類の基準	p. 29
2. 栄養素に関する記載事項、栄養情報パネル(Nutrition Information Panel:NIP)のフォーマット (Code 1.2.8 第 6, 7 および 8 条)	p. 29

第V 章 栄養強調表示(Nutrition Claims)	p. 41
1. 栄養強調表示の種類と定義	p. 41
2. ヘルス・スター評価(Health Star Rating : HSR)—包装前面表示(Front of Package Labelling : FOPL)	p. 49
第VI 章 健康強調表示(Health Claims)	p. 54
1. 健康強調表示に関する基準(Code 1.2.7 Nutrition, health and related claims)の策定経緯	p. 54
2. 健康強調表示の定義と概要	p. 58
3. 健康強調表示のための条件(Code 1.2.7 第 18 条)	p. 58
4. 一般レベルの健康強調表示の届出のガイドラインと必要文書(Code 1.2.7 第 19 条)	p. 59
5. 健康強調表示の方法(Code 1.2.7 第 20 条)	p. 62
第VII 章 特別用途食品(Special Purpose Foods)	p. 78
1. 特別用途食品基準(Code 2.9)の策定の経緯	p. 78
2. オーストラリア・ニュージーランド食品規制基準(Code 2.9—特別用途食品(Special Purpose Foods))	p. 81
第VIII 章 新規食品(Novel Foods)	p. 83
1. 新規食品基準策定の経緯	p. 83
2. 新規食品規制基準(Code 1.5.1)	p. 85
3. 新規食品規制基準の見直し	p. 88
第IX 章 ダイエタリーサプリメント(Dietary Supplement)と栄養強化食品(Supplemented Food)	p. 90
1. ダイエタリーサプリメント(Dietary Supplement)	p. 90
2. 栄養強化食品(Supplemented Food)	p. 93
第X 章 商務委員会(Commerce Commission)	p. 95
1. 商法(Commerce Act 1986)	p. 95
2. 公正取引法(Fair Trading Act 1986)	p. 95
3. 消費者金融法(Credit Contracts and Consumer Finance Act 2003)	p. 95

資料

[資料 1] オーストラリア・ニュージーランド食品基準法(FSANZ Act) 第 115-117 号	p. 26
[資料 2] 別表 9(S9-2:必須の注意喚起表示)	p. 39
[資料 3] 別表 13(S13-2:少量包装食品における必要栄養情報)	p. 40
[資料 4] 別表 4(S4-3:栄養成分含有強調表示の条件)	p. 43
[資料 5] 栄養プロファイルスコア基準(NPSC)の概要	p. 63
[資料 6] 別表 4(S4-4:許可された高いレベルの健康強調表示の条件)	p. 64
[資料 7] 別表 4(S4-5:許容される一般レベルの健康強調表示の条件)	p. 66
[資料 8] 別表 6(S6:システムティックレビュー(systematic review)に必要な事項)	p. 75
[資料 9] オーストラリア・ニュージーランド食品基準法(FSANZ Act) 第 118 号	p. 77

本冊子の一部または全部を問わず、無断引用、転載を禁ず

ニュージーランドにおける栄養表示、栄養強調表示、
健康強調表示に関する規制および行政の枠組みに関する調査

一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会

2021(令和3)年3月発行